

入山(1)ア、入山(1)イ、入山(1)ウ、入山(1)エ、田の萱(1)、田の萱(2)、田の萱(3)、下島、黒川渡(2)イ、黒川渡(2)ウ、黒川渡(3)ア、黒川渡(3)イ、黒川渡(1)ア、黒川渡(1)イ、黒川渡(4)、屋形原(3)ア、屋形原(3)イ、奈川温泉ア、奈川温泉イ、屋形原(1)、追平、大平(1)、寄合渡(3)ア、寄合渡(3)イ、寄合渡(3)ウ、寄合渡(4)、寄合渡(5)、神谷、保平、川浦、川浦イ、黒川渡(5)ア、下道、学校下ア、学校下イ、大平(2)、寄合渡(7)、寄合渡(9)ア、寄合渡(9)イ、寄合渡(9)ウ、寄合渡(6)、寄合渡(8)、寄合渡(1)、黒川渡(2)ア、入山(3)、カン沢、中地川(3)、大唐沢橋(3)、古宿、学校口、黒川渡(2)エ、黒川渡(5)イ及び奈川渡

(2) 指定の区域

松本市（旧奈川村）のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

2(1) 土砂災害特別警戒区域の名称

こんびら東(2)、こんびら、野沢、野沢西、宮の沢、うりさわ、梨ノ木、風穴の里、小白川、梨ノ木平、氷沢、龍安橋下流(2)、島々橋左岸、島々林道入口、安曇小・中学校上、安曇小・中学校下、橋場(1)、橋場(2)、橋場(3)、明ヶ平、狸平、えのこ沢、蒲田沢、タロ下上、タロ下下、旧大野川下、旧大野川中(1)、旧大野川中(2)、旧大野川上、中平、大野川橋上、宮の原下、宮の原中、宮の原上、八瀬尾神社、樅ノ木(2)、樅ノ木(3)、乗鞍保育園、蛭窪、位沢中、位沢上、位沢下、樅ノ木(4)、樅ノ木(5)、大桶(1)、大桶(2)、白樺の小道(一の瀬口)、スキー場前バス停、スキー場前、松屋山莊上(1)、松屋山莊上(2)、第7分湯槽、大留沢東、下金山北及び下金山東

(2) 指定の区域

松本市（旧安曇村）のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第193号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

白鳥(3)、白鳥(4)、白鳥(5)、白鳥(6)、横倉(2)、横倉、横倉(5)、青倉(1)、森(3)、森(4)、森(7)、森(8)、森(9)及び森(10)

2 指定の区域

下水内郡栄村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する

法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第194号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

込山の沢1、込山の沢2、奈良尾沢1、奈良尾沢2、奈良尾沢3、弘法川1、弘法川2、弘法川3、弘法川4、四房、木立沢、立谷沢1、立谷沢2、中之組沢1、中之組沢2、滝ノ沢、洞沢、中洞、大沖沢川1、大沖沢川2、大沖沢川3、合吉川、東沢川、東洞沢、大庭沢、湯坂、西ノ沢、阿鳥川、中原沢、日向の沢、岩戸ノ沢、野山沢1、野山沢2、殿戸沢1、殿戸沢2、殿戸沢3、殿戸沢4、殿戸沢5、殿戸沢6、細谷沢、夫神沢、夫神の沢、矢神沢、中挾沢、湯川1、湯川2、横手ノ沢、宮沢、湯原沢、沓掛1、沓掛2、沓掛3、沓掛4、日向林の沢1、日向林の沢2、釜房沢1、沓掛5、本村沢、宮渕川、沓掛沢、瀬合川、臼川、入奈良本、木戸沢、権現堂の沢、奈良本沢、滝川、殿入沢2、殿入沢1、下奈良本2及び下奈良本1

2 指定の区域

小県郡青木村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第195号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

小坂川、白谷川、程久保川、武智川3、休戸沢、下木之間沢2、下木之間沢1、中木之間沢、上木之間沢、武智川2、武智川1、松目前川、松目沢、こもっこ川1、こもっこ川2、細尾川、思沢川、胡桃沢川、千ヶ沢、中丸沢1、中丸沢2、フウキ沢、広原1、広原2、切掛け沢1、切掛け沢2、鹿之沢2、甲六川1、甲六川2、甲六川3、中沢川、百々川、貉沢川2及び貉沢川1

2 指定の区域

諏訪郡富士見町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第196号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

貝付沢、前沢左渓1、前沢左渓2、前沢、下小出沢、猪ノ沢川、白沢沢、小戸沢川、戸沢川、戸沢川左渓、宮の原沢、城沢、山本沢2、山本沢1、あけび沢、小屋敷沢、岩沢、小黒川、内の萱沢1、内の萱沢2、西目津羅沢、内の萱沢3、内の萱沢4、唐沢、横山沢1、鳥井沢、スゲの沢、横山沢2、穴沢川、横山沢3、下方沢1、芝尾沢1、芝尾沢2、芝尾沢3、芦の尾川1、芦の尾川2、芦の尾川右渓、下方沢2、白山川、宮沢川、前堂沢、和手下沢、和手沢5、和手沢4、和手沢3、和手沢2、新山川、和手沢1、場広沢1、場広沢2、場広沢3、小松川1、小松川2、芦沢川、小松川3、小松川4、家の入川、西下沢1、西下沢2、西下沢3、西下沢4、上奈良屋沢1、上奈良屋沢2、奈良尾沢1、奈良尾沢2、今泉沢、今泉川左渓、今泉川1、今泉川2、中尾川1、中尾川2、松山沢、北新沢、北林沢2、北林沢1、桜井沢、水入沢1、水入沢右渓、水入沢2、水人様の窪、荒井沢1、荒井沢2、荒井沢3、荒井沢4、山畑の沢1、山畑の沢2、南荒井沢、土蔵沢、宮川1、宮川2、宮川3、宮川4、湯戸沢1、湯戸沢2、金鳳寺沢1、金鳳寺沢2、金鳳寺沢3、金鳳寺沢右渓、竹松川左渓1、竹松川左渓2、竹松川1、竹松川2、竹松川3、宮司森入、池沢1、三戸ヶ入、宮入沢、ガジガイリ沢、池沢2、上手沢、宮沢、中村沢、堂ヶ沢、保谷沢川1、保谷沢川2、保谷沢川3、保谷沢川4、保谷沢川5、保谷沢川6、新田沢1、北の沢、新田沢2及び新田沢3

2 指定の区域

伊那市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第197号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

1(1) 土砂災害警戒区域の名称

鍋沢、川戸の上、ニゴリ沢、中野、尾萩沢、宮沢、川戸頭、和手の窪、引落し沢、小黒川、タツ窪、鳥屋沢、曾倉沢、大久保、小沢、秋葉窪、桑の窪、渋川、境川、森の上、水上沢、柄洞沢、唐沢、道上、岩葺沢、二ノ沢、一ノ沢及び天ヶ沢

1(2) 指定の区域

松本市（旧奈川村）のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

2(1) 土砂災害警戒区域の名称

大野田、野沢、島々、しあわせ沢、宮ノ沢、うり沢、安田沢、水沢、小白川、親子滝、一ノ瀬、野営場、カラ堀沢、ワサビ沢、笹窪1、笹窪2、大留沢1、大留沢2、下金山及び蛭窪

2(2) 指定の区域

松本市（旧安曇村）のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第198号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

大門沢、橋場川1、橋場川2、白鳥川、東川、東ノ沢1、東ノ沢2、徒士川及びサルクイ沢

2 指定の区域

下高井郡野沢温泉村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第199号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

大門沢、舟沢、越山沢、橋場川1、橋場川2、白鳥川、東川、東ノ沢1、東ノ沢2、徒士川、サルクイ沢、十二沢、大久保沢、柳沢、阿草沢、二俣川、ソノリ沢、清水河原、原沢、横倉車場沢、椿沢川、宮沢、今泉沢、松見坂沢、牛ヶ窪沢及び沢入の沢

2 指定の区域

下水内郡栄村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第200号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

込山の沢1、込山の沢2、奈良尾沢1、弘法川1、弘法川2、弘法川3、弘法川4、四房、木立沢、立谷沢1、立谷沢2、中之組沢1、中洞、大沖沢川1、大沖沢川2、大沖沢川3、合吉川、東洞沢、大庭沢、湯坂、西ノ沢、阿鳥川、中原沢、日向の沢、岩戸ノ沢、野山沢1、野山沢2、殿戸沢1、殿戸沢2、殿戸沢3、殿戸沢4、殿戸沢5、殿戸沢6、細谷沢、夫神沢、夫神の沢、矢神沢、中挾沢、湯川2、宮沢、湯原沢、沓掛1、沓掛2、沓掛3、沓掛4、日向林の沢1、日向林の沢2、金房沢1、沓掛5、本村沢、宮渕川、沓掛沢、瀬合川、入奈良本、木戸沢、権現堂の沢、奈良本沢、殿入沢2、殿入沢1及び下奈良本1

2 指定の区域

小県郡青木村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第201号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

小坂川、白谷川、程久保川、武智川3、休戸沢、下木之間沢2、下木之間沢1、上木之間沢、武智川2、武智川1、松目前川、松目沢、こもっこ川1、こもっこ川2、細尾川、思沢川、胡桃沢川、千ヶ沢、中丸沢1、中丸沢2、フウキ沢、広原1、広原2、切掛沢1、切掛沢2、鹿之沢2、甲六川1、甲六川2、甲六川3、中沢川、百々川、猪沢川2及び猪沢川1

2 指定の区域

諏訪郡富士見町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第202号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

貝付沢、前沢左渓1、前沢左渓2、下小出沢、小戸沢川、戸沢川、戸沢川左渓、宮の原沢、城沢、山本沢2、山本沢1、あけび沢、小屋敷沢、岩沢、小黒川、内の萱沢1、内の萱沢2、内の萱沢3、内の萱沢4、唐沢、横山沢1、横山沢2、穴沢川、横山沢3、下方沢1、芝尾沢1、芝尾沢2、芝尾沢3、芦の尾川1、芦の尾川2、芦の尾川右渓、下方沢2、白山川、宮沢川、前堂沢、和手下沢、和手沢5、和手沢4、和手沢3、和手沢2、新山川、和手沢1、場広沢1、場広沢2、場広沢3、小松川1、小松川2、小松川3、小松川4、家の入川、西下沢1、西下沢2、西下沢3、西下沢4、上奈良屋沢1、上奈良屋沢2、奈良尾沢1、奈良尾沢2、今泉沢、今泉川左渓、今泉川1、今泉川2、中尾川1、中尾川2、松山沢、北新沢、北林沢2、北林沢1、桜井沢、水入沢1、水入沢右渓、水入沢2、水人様の窪、荒井沢1、荒井沢2、荒井沢3、荒井沢4、山畑の沢1、山畑の沢2、土蔵沢、宮川1、宮川2、宮川3、宮川4、湯戸沢1、湯戸沢2、金鳳寺沢1、金鳳寺沢2、金鳳寺沢3、金鳳寺沢右渓、竹松川左渓1、竹松川左渓2、竹松川1、竹松川2、竹松川3、宮司森入、池沢1、三戸ヶ入、宮入沢、ガジガイリ沢、池沢2、上手沢、保谷沢川1、保谷沢川2、保谷沢川3、保谷沢川4、保谷沢川5、保谷沢川6、新田沢1、新田沢2及び新田沢3

2 指定の区域

伊那市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第203号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部 守一

1(1) 土砂災害特別警戒区域の名称

川戸の上、ニゴリ沢、中野、尾萩沢、川戸頭、和手の窪、引落し沢、小黒川、タツ窪、鳥屋沢、大久保、小沢、秋葉窪、桑の窪、渋川、境川、水上沢、栄洞沢、唐沢、岩葺沢、二ノ沢、

一ノ沢及び天ヶ沢

(2) 指定の区域

松本市（旧奈川村）のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

2(1) 土砂災害特別警戒区域の名称

大野田、野沢、島々、しづか沢、宮ノ沢、うり沢、安田沢、氷沢、小白川、親子滝、野営場、カラ堀沢、ワサビ沢、笹窪1、笹窪2、大留沢1、大留沢2、下金山及び蛭窪

(2) 指定の区域

松本市（旧安曇村）のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

砂防課

長野県告示第204号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

白鳥川及び徒士川

2 指定の区域

下高井郡野沢温泉村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

砂防課

長野県告示第205号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

舟沢、越山沢、白鳥川、東川、東ノ沢1、徒士川、サルクイ沢、阿草沢、二俣川、ソノリ沢、清水河原、原沢、横倉車場沢、椿沢川、宮沢、今泉沢、松見坂沢、牛ヶ窪沢及び沢入の沢

砂防課

砂防課

長野県告示第206号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 指定を解除する区域の名称

ムジナ久保

2 指定を解除する区域

南佐久郡佐久穂町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第207号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

笹沢

2 指定の区域

飯山市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第208号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

切明発電所上及び切明1号

2 指定の区域

下高井郡山ノ内町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第209号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

七ヶ巻、虫生、矢垂、平林、細越、豊郷1、豊郷2及び笹沢

2 指定の区域

下高井郡野沢温泉村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第210号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

白鳥2号、平滝3号、平滝4号、平滝5号、横倉、青倉、森、森1号、雪坪、暮坪、長瀬、天代、坪野2号、坪野1号、極野3号、中野、北野、小赤沢下、小赤沢、小赤沢上、長保下、長保、屋敷、川西2号、上の原、和山、川西1号、切明2号、切明発電所上及び切明1号

2 指定の区域

下水内郡栄村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第211号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

小諸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

小諸都市計画区域

3 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び小諸市役所

都市計画課

長野県告示第212号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

小海都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

小海都市計画区域

3 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び小海町役場

都市計画課

長野県告示第213号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

軽井沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

軽井沢都市計画区域

3 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び軽井沢町役場

都市計画課

長野県告示第214号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市

計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称

上松都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 2 都市計画を定める土地の区域

上松都市計画区域

- 3 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び上松町役場

都市計画課

長野県告示第215号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称

木曽福島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 2 都市計画を定める土地の区域

木曽福島都市計画区域

- 3 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び木曽町役場

都市計画課

長野県告示第216号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称

千曲都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 2 都市計画を定める土地の区域

千曲都市計画区域

- 3 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び千曲市役所

都市計画課

長野県告示第217号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法

第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称

坂城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 2 都市計画を定める土地の区域

坂城都市計画区域

- 3 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び坂城町役場

都市計画課

長野県告示第218号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称

飯綱高原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 2 都市計画を定める土地の区域

飯綱高原都市計画区域

- 3 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び長野市役所

都市計画課

長野県告示第219号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称

信濃都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 2 都市計画を定める土地の区域

信濃都市計画区域

- 3 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び信濃町役場

都市計画課

長野県告示第220号

市街地再開発事業補助金交付要綱（昭和47年長野県告示第13号）は、平成25年3月31日限り、廃止し、平成24年度以前の年度のこの告示による廃止前の市街地再開発事業補助金交付要綱の規定による補助金については、なお従前の例によります。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部 守一

都市計画課

長野県告示第221号

昭和49年長野県告示第140号（地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部 守一

別表第2中「株式会社群馬銀行」

を

「株式会社りそな銀行	長野県内に所在する店舗	」を
株式会社群馬銀行	「	に、
山梨県民信用組合	」	
「株式会社りそな銀行	長野県内に所在する店舗	」を
株式会社北陸銀行	「	」
「株式会社北陸銀行	長野県内に所在する店舗」に、	
「山梨県民信用組合	「	を
長野県信用組合	」	
「長野県信用組合	」に改める。	

会計課

長野県佐久建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年4月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年3月28日

長野県佐久建設事務所長 中山 茂

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川上佐久線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡佐久穂町大字海瀬字畔地藏 225番の4地先から 佐久市下越字上川原195番の3地先 まで	旧	3.5～7.8 8.5～102.8	4.4457 5.4529
同上	新	8.5～102.8	5.4529

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年4月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年3月28日

長野県松本建設事務所長 手塚 秀光

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新田松本線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市大字和田字下西原4487番の5地先から 松本市大字和田字下西原4488番の4地先まで	旧	11.0～18.0	0.0150
同上	新	14.8～18.0	0.0150

道路管理課

長野県安曇野建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年4月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年3月28日

長野県安曇野建設事務所長 油井 均

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
安曇野市明科東川手12286番の1地先から 安曇野市明科東川手12752番の4地先まで	旧	6.0～12.0	0.3098
同上	新	9.0～20.0	0.3186

道路管理課

長野県千曲建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年4月11日まで、

長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年3月28日
長野県千曲建設事務所長 山岸 勘
1 路線名 内川姨捨停車場線
2 供用を開始する区間

千曲市大字内川字東久保1313番の1地先から
千曲市大字内川字東久保305番地先まで
3 供用を開始する期日 平成25年3月29日

道路管理課

選告示第12号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部を次のとおり改正します。

平成25年3月28日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢 賢一郎

表中

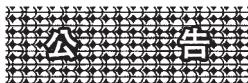
柳沢公民館	原村柳沢511	原村選挙管理委員会
柏木公民館	原村柏木8199	"
中新田公民館	原村中新田13365	"

を

「原村社会体育館	原村12087番地	原村選挙管理委員会
----------	-----------	-----------

に改める。

選挙管理委員会



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成25年3月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人オブセリズム

3 代表者の氏名

花井 裕一郎

4 主たる事務所の所在地

上高井郡小布施町大字都住118番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、全国の自治体及び住民に対して、まちづくり活動の拠点となる図書館や文化施設（美術館・博物館・文書館等）のありかたに関する啓発、アドバイス及び運営支援を行い、地域の活性化を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により定めた第6次長野県保健医療計画の概要は、次のとおりです。

なお、第6次長野県保健医療計画は、長野県健康福祉部医療推進課及び各保健福祉事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部 守一

第6次長野県保健医療計画の概要

第1編 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

少子高齢化の更なる進展に伴う社会保障費用の増大、共働き世帯及び単身高齢世帯の増加による家族形態の変化並びに国・地方自治体のひっ迫した財政状況など、近年の保健医療を取り巻く状況は大きく変化しており、それに伴って高度化・多様化をしていく県民のニーズに対して、地方行政的確な対応が期待されています。

本計画は、長野県が取り組む各種保健医療施策の方向性とその具体的な目標を明らかにするとともに、本県の保健医療施策を「健康長寿」という一つの目標に向かって推進していくために策定するものです。

第2節 計画の性格

1 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により定める医療計画です。

2 「長野県総合5か年計画」の保健医療分野を具体化するための計画です。

3 市町村、関係団体及び県民が一体となって取り組むべき